

確認申請等料金一覧

2025/4/1 現在

(1) 建築確認申請・検査関係手数料

建築物				
敷地単位の床面積の合計	確認申請※	中間検査申請	完了検査申請	
			中間検査合格証の交付を受けたもの	中間検査合格証の交付を受けていないもの
30㎡以内	¥15,000	¥24,000	¥23,000	¥24,000
30㎡を超え100㎡以内	¥28,000	¥28,000	¥29,000	¥30,000
100㎡を超え200㎡以内	¥43,000	¥37,000	¥38,000	¥39,000
200㎡を超え300㎡以内	¥48,000	¥42,000	¥42,000	¥44,000
300㎡を超え500㎡以内	¥55,000	¥50,000	¥49,000	¥53,000
500㎡を超え1,000㎡以内	¥66,000	¥52,000	¥55,000	¥58,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	¥93,000	¥70,000	¥75,000	¥78,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内	¥160,000	¥100,000	¥110,000	¥120,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	¥280,000	¥160,000	¥180,000	¥190,000
10,000㎡を超え30,000㎡以内	¥370,000	¥210,000	¥230,000	¥240,000
30,000㎡を超え50,000㎡以内	¥460,000	¥260,000	¥290,000	¥300,000
50,000㎡を超えるもの	¥900,000	¥530,000	¥600,000	¥610,000
工作物・建築設備				
工作物	¥15,000		¥15,000	
(工作物の計画変更)	¥9,000			
昇降機・建築設備	¥17,000		¥21,000	
(昇降機・建築設備の計画変更)	¥10,000			
小荷物専用昇降機	¥8,000		¥13,000	
(小荷物専用昇降機の計画変更)	¥5,000			

※ 他の特定行政庁の申請手数料とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

<注意事項>

- ・ 計画通知の手数料は、通常の確認・検査・許可・承認・認定等の申請手数料と同額とします。
- ・ 建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、又はその用途変更の手数料は、それぞれ当該延べ床面積の2分の1で算定します。
- ・ 計画変更の手数料は、変更部分の面積の2分の1で算定します。(計画変更確認申請手数料算定表を参照)

(2) 省エネ適合性判定を受けた建物が含まれる場合の完了検査時の加算額

建築物の区分		完了検査申請(加算額)		
A:一戸建ての住宅・小規模な複合建築物		¥14,000		
B:一の建築物		＜表の金額の内、申請に係るものを合算した額＞		
住宅部分	300㎡未満	¥21,000		
	300㎡以上2,000㎡未満	¥35,000		
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥67,000		
	5,000㎡以上	¥100,000		
	非住宅部分	300㎡未満 ¥19,000		
	(用途が「工場等」の部分は除いて、 算定できる場合があります。)	300㎡以上1,000㎡未満	¥26,000	
		1,000㎡以上2,000㎡未満	¥38,000	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	¥95,000	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	¥140,000	
		10,000㎡以上25,000㎡未満	¥180,000	
25,000㎡以上		¥220,000		

<注意事項>

- ・ 小規模な複合建築物とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物で、合計の床面積が300平方メートル未満、住戸の数が1、住宅部分の床面積の割合が合計の床面積の2分の1以上、かつ、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下のものをいいます。
- ・ 床面積は省エネ適合性判定の対象となる部分に限ります。(増改築をする場合は、増改築する部分の床面積)
- ・ 手数料は棟単位で算定し、加算してください。

(3) 許可・認定・承認関係手数料

内 容 (対 象 条 文)	種 別	手 数 料
建築物等の仮使用の認定 (法第7条の6第1項第1,2号及び法第18条第24項第1,2号)	認 定	¥120,000
位置指定道路の指定・変更 (法第42条第1項第5号)	指 定	¥50,000
私道の廃止 (法第42条第1項第5号,第2,3項)	廃 止	¥30,000
接道の認定 (法第43条第2項第1号)	認 定	¥27,000
接道の許可 (法第43条第2項第2号)	許 可	¥33,000
道路内建築の許可(公益上必要な建築物) (法第44条第1項第2号)	許 可	¥33,000
道路内建築の許可(公共用歩廊等) (法第44条第1項第4号)	許 可	¥160,000
用途地域内の建築物制限の許可 (法第48条第1項～13項ただし書)	許 可	¥180,000
特殊建築物等の敷地の位置の許可 (法第51条ただし書き)	許 可	¥160,000
建築物の容積率の認定 (法第52条第6項第3号)	認 定	¥27,000
建築物の容積率の許可 (法第52条第10,14項)	許 可	¥160,000
建築物の建蔽率の許可 (法第53条第4項,第6項第3号)	許 可	¥33,000
建築物の高さの認定 (法第55条第2項)	認 定	¥27,000
建築物の高さの許可 (法第55条第3項,第4項各号)	許 可	¥160,000
日影の許可 (法第56条の2第1項ただし書)	許 可	¥160,000
高架の工作物内に設ける建築物の高さの認定 (法第57条第1項)	認 定	¥27,000
高度地区内の高さの許可 (法第58条第2項)	許 可	¥160,000
高度利用地区内の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の (法第59条第1項第3号)	許 可	¥160,000
高度利用地区内の高さの許可 (法第59条第4項)	許 可	¥160,000
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は高さの許可 (法第59条の2第1項)	許 可	¥160,000
景観地区内の高さの許可 (法第68条第1項第2号)	許 可	¥160,000
景観地区内の壁面の許可 (法第68条第2項第2号)	許 可	¥160,000
景観地区内の高さの制限の認定 (法第68条第5項)	認 定	¥27,000
再開発等促進区等内の容積率の認定 (法第68条の3第1項)	認 定	¥27,000
再開発等促進区等内の高さの認定 (法第68条の3第3項)	認 定	¥27,000
再開発等促進区等内の高さの許可 (法第68条の3第4項)	許 可	¥160,000
地区計画等の区域内の容積率の認定 (法第68条の4)	認 定	¥27,000
地区計画等の区域内の高さの許可 (法第68条の5の3第2項)	許 可	¥160,000
地区計画等の区域内の建蔽率の認定 (法第68条の5の6)	認 定	¥27,000
仮設興行場等の許可 (法第85条第6項)	許 可	¥120,000
仮設興行場等の許可 (法第85条第7項)	許 可	¥160,000
一団地の認定(建築物数が1又は2) (法第86条第1項)	認 定	¥78,000
一団地の認定(建築物数が3以上) (法第86条第1項)	認 定	¥78,000+ ¥28,000×(建物数-2)

内 容 (対 象 条 文)	種 別	手 数 料
連担建築物設計制度の認定(新規建物数が ¹) (法第86条第2項)	認 定	¥78,000
連担建築物設計制度の認定(新規建物数が ² 以上) (法第86条第2項)	認 定	¥ 78,000+ ¥ 28,000×(新規建物数－1)
一定規模以上の一団地内の許可(建物数が ¹ 又は ²) (法第86条第3項)	許 可	¥220,000
一定規模以上の一団地内の許可(建物数が ³ 以上) (法第86条第3項)	許 可	¥ 220,000+ ¥ 28,000×(建物数－2)
既存建築物を前提とした総合的設計の許可(新規建物数が ¹) (法第86条第4項)	許 可	¥220,000
既存建築物を前提とした総合的設計の許可(新規建物数が ² 以上) (法第86条第4項)	許 可	¥ 220,000+ ¥ 28,000×(新規建物数－1)
一敷地内認定建築物以外の建築物の認定(建物数が ¹) (法第86条の2第1項)	認 定	¥78,000
一敷地内認定建築物以外の建築物の認定(建物数が ² 以上) (法第86条の2第1項)	認 定	¥ 78,000+ ¥ 28,000×(建物数－1)
一敷地内認定建築物以外の建築物の許可(建物数が ¹) (法第86条の2第2項)	許 可	¥220,000
一敷地内認定建築物以外の建築物の許可(建物数が ² 以上) (法第86条の2第2項)	許 可	¥ 220,000+ ¥ 28,000×(建物数－1)
一敷地内許可建築物以外の建築物の許可(建物数が ¹) (法第86条の2第3項)	許 可	¥220,000
一敷地内許可建築物以外の建築物の許可(建物数が ² 以上) (法第86条の2第3項)	許 可	¥ 220,000+ ¥ 28,000×(建物数－1)
一定の複数建築物の認定又は許可の取消し (法第86条の5第1項)	認 定 又は 許 可	¥ 6,400+ ¥ 12,000×既存建築物
既存建築物について2以上の工事の全体計画の認定 (法第86条の8第1項)	認 定	¥120,000
既存建築物について2以上の工事の全体計画の変更の認定 (法第86条の8第3項)	認 定	¥120,000
2以上の工事の全体計画の認定又は変更の認定 (法第87条の2第1,2項)	認 定	¥120,000
興行場等として使用することの許可 (法第87条の3第6項)	許 可	¥120,000
特別興行場等として使用することに係る許可 (法第87条の3第7項)	許 可	¥160,000
移転の認定 (法施行令第137条の16第2号)	認 定	¥27,000
建築物の開口部分における採光緩和の認定 (平成15年国土交通省告示第303号)	認 定	¥27,000
大規模な建築物の敷地と道路との関係の許可 (藤沢市建築基準条例第6条ただし書)	許 可	¥27,000
地盤面に係る増築の許可 (藤沢市建築基準条例第9条第2号)	許 可	¥27,000
特殊建築物等の敷地と道路との関係の許可 (藤沢市建築基準条例第11条ただし書)	許 可	¥27,000
学校の外壁の位置の許可 (藤沢市建築基準条例第17条ただし書)	許 可	¥27,000
大規模店舗又はマーケットの敷地と道路との関係の許可 (藤沢市建築基準条例第28条第3項)	許 可	¥27,000
興行場等の敷地と道路との関係の許可 (藤沢市建築基準条例第35条第4項)	許 可	¥27,000
興行場等の建築の許可 (藤沢市建築基準条例第45条)	許 可	¥67,000
自動車車庫等の敷地と道路との関係の許可 (藤沢市建築基準条例第50条ただし書)	許 可	¥27,000
自動車車庫等の建築の許可 (藤沢市建築基準条例第51条第7項)	許 可	¥27,000
地区整備計画区域内における建築物の用途の許可 (地区計画条例第4条第1項ただし書)	許 可	¥27,000
地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の許可 (地区計画条例第8条第1項ただし書)	許 可	¥27,000
地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の許可 (地区計画条例第8条第3項第1号ただし書)	許 可	¥27,000
地区整備計画区域内における建築物の日影の許可 (地区計画条例第8条第3項第2号ただし書)	許 可	¥27,000